



プレスリリース

令和3年8月10日 14:00

府政記者会 会員各位

今年も国の天然記念物イタセンパラの稚魚を確認しました！
淀川の城北（しろきた）ワンド群（大阪市 旭区）での野生復帰の取り組み

○環農水研では、淀川水系で野生絶滅に近い状態に陥っているイタセンパラ^{※1}（国指定の天然記念物、国内希少野生動植物種）を野生復帰させるプロジェクトを国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所と共同で進めてきました。その一環で、今年もイタセンパラの稚魚の確認調査を行いました。



写真 イタセンパラの稚魚

- 今年も、城北（しろきた）ワンド^{※2}群で352個体のイタセンパラの稚魚を確認しました。これは、野生復帰への取り組みとして平成25年10月に放流を行った500個体が、追加放流なしに淀川で自然繁殖を繰り返した第9世代目と考えられます。
- イタセンパラの寿命は通常1年と短いため、繁殖や成長などの諸条件によって個体数に大きな年変動がみられることが知られています。
- 今年も稚魚が確認できた要因のひとつとして、さまざまな団体や行政機関などが連携する「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク」（略称「イタセンネット^{※3}」）により、外来魚や外来水草の駆除を継続的に実施していることで、ワンドの環境が良好に維持されていることがあげられます。引き続きイタセンネットなどと連携し、環境保全活動等を実施してまいります。
- イタセンパラの捕獲は種の保存法、文化財保護法で禁止されています。大阪府警旭警察署の協力のもと、「城北わんどイタセンパラ協議会」（事務局：環境省近畿地方環境事務所）がパトロールを実施して、イタセンパラを見守っています。

※1 イタセンパラ

イタセンパラは現在、大阪府淀川、富山県氷見市、濃尾平野の河川にのみ生息する日本固有種です。淀川ではワンド※²に生息し、その可憐な姿などから“淀川のシンボルフィッシュ”と呼ばれています。1974年に国指定の天然記念物、1995年に種の保存法の選定種になりました。

※2 ワンド

川の本流に沿ってある池状の場所をいい、本流とつながっているか、増水時に接続するような水域のことです。池のように流れが無いが、あっても非常に緩やかで、多くの淡水魚の生息場所となっています。

※3 淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)

市民団体、大学、企業、行政などで構成され、淀川においてイタセンパラが生息できる生態系を保全するための活動を行っています。2011年8月28日設立、2021年7月現在 44 団体。

○問い合わせ先

◇調査結果の評価に関して

大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター
総括研究員 上原一彦（うえはら かずひこ）
電話 072-833-2770

◇調査全般に関して

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
副所長 善本隆典（ぜんもと たかのり）（内線206）
河川環境課長 日下慎二（くさか しんじ）（内線361）
電話 072-843-2861

○同時提供

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

： 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ